

(別記 1 - 2)

国立公園の区域の指定又は変更、公園計画の決定又は変更等の内容  
とそれぞれの手順

1 区域に関するもの

行 為	内 容	申出の 必要性	手 順
指 定	新たに 国立公園として区域を指定すること。		1
解 除	指定の効力を全面的に消滅させること。		5
変更(拡張)	区域を拡げること。		1
変更(縮小)	区域の一部を削除すること。		2 <sup>1</sup> 4 <sup>2</sup>

2 公園計画に関するもの

行 為	内 容	申出の 必要性	手 順
決 定	新規指定に伴い、新たに公園計画を定めること。 (例) (1) 基本方針の決定 (2) 特別地域の指定 (3) 特別保護地区の指定 (4) 海域公園地区の指定 (5) 利用調整地区の指定 (6) 集団施設地区の指定 (7) 保護・利用施設計画の決定		1
廃 止	公園計画を全面的に消滅させること。		5
変更(追加)	既存の公園計画に新たに計画を加えること。 (例) (1) 特別地域の区域の拡張 (2) 特別保護地区の区域の拡張 (3) 海域公園地区の区域の拡張 (4) 利用調整地区の区域の追加・拡張 (5) 集団施設地区の区域の拡張 (6) 保護・利用施設計画の追加 (7) 生態系維持回復計画の追加 (8) 自然体験活動計画の追加		1
変更(削除)	既存の公園計画の一部を消滅させること。 (例) (1) 特別地域の区域の縮小 (2) 特別保護地区の区域の縮小 (3) 海域公園地区の区域の縮小 (4) 利用調整地区の区域の縮小 (5) 集団施設地区の区域の縮小 (6) 保護・利用施設計画の削除		2 <sup>1</sup> 4 <sup>2</sup>
変 更	既存の公園計画の内容を変えるものであって、 追加又は削除以外のもの。 (例) (1) 基本方針の変更 (2) 特別地域の地種区分の変更 (3) 道路の経過地の変更 (4) 生態系維持回復計画の変更 (5) 自然体験活動計画の変更		3 <sup>1</sup> 4 <sup>2</sup>

備考

- (1) 「申出の必要性」の欄に 印が付されている場合には、当該行為について環境大臣に申出をすること。  
(2) 各行為ごとによるべき別記 1 の手順については、それぞれ「手順」の欄に記載されている番号に対応するものとする。  
(3) 都道府県の発議による場合は 1、環境省の発議による場合は 2 の手順によること。